

【相続税・贈与税の納税義務の見直し】



平成 29 年度の税制改正により、相続税・贈与税の納税義務の見直しがありました。**平成 29 年 4 月 1 日以後に相続もしくは遺贈または贈与により取得する財産に係る相続税または贈与税について、適用されます。**

＜改正点＞

- ①「国内に住所を有しない者であって日本国籍を有する相続人等に係る相続税の納税義務について、国外財産が相続税の課税対象外とされる要件を、被相続人等及び相続人等が**相続開始前 10 年**（現行：5 年）以内のいずれの時においても国内に住所を有したことがないこととする。」
- ②「国内に住所を有しない者であって日本国籍を有しない相続人等が国内に住所を有しない者であって相続開始前 10 年以内に国内に住所を有していた被相続人等（日本国籍を有しない者であって一時的滞在をしていたものを除く。）から相続又は遺贈により取得した国外財産を、相続税の課税対象に加える。」

改正前は、被相続人と相続人の両者が、日本国内に住所を有しない状態を 5 年超続ければ、日本国籍を有したまま、日本の相続税を課されずに、国外財産を相続することができました（制限納税義務者）。今回の改正では、この**5 年という期間を 10 年とする**ことで、被相続人と相続人の両者が、海外での居住期間が 10 年を超えていなければ、国内外の全財産に課税されます。

また、租税回避抑制のため、日本の住所・国籍を有しない者が、過去 10 年以内に日本に住所を有していた者（短期滞在の外国人を除く）から相続等により取得した国外財産を課税対象とすることになりました。（下図改正②）

＜改正後の課税対象となる財産の範囲のイメージ図＞

被相続人 贈与者		相続人 受贈者	国内に住所なし		
			日本国籍あり		日本国籍なし
			5 年以内に住所あり ↓ 10 年以内に住所あり	5 年以内に住所なし ↓ 10 年以内に住所なし	
国内に住所あり		国内に住所あり	国内・国外財産ともに課税		改正②
国内に住所あり	5 年以内に住所あり ↓ 10 年以内に住所あり				
国内に住所なし	5 年以内に住所なし ↓ 10 年以内に住所なし		国内財産のみ課税		

※この改正は、贈与税の納税義務についても同様です。一時的な外国人等については省いています。
 ※その他、税制改正に関する詳細については、弊社担当者までご連絡ください。